

H26年度実施 行政監査の結果に対する措置状況

・貸付金制度について
(令和3年1月13日現在)

所管課	区分	内容	措置状況	改善済	改善中	検討中
商工振興課	要望・検討	資金の貸付について制度概要の周知がなされていなかった。 今後は、より効果的な周知の方策について検討されたい。	本市ホームページにて融資状況を掲載し、周知を図っている。	○		
農政課	指摘	借入申込書に融資要件である保証人の記載がなかった。 今後は、条例等に則った適正な事務処理を行われたい。	施行規則を改正し、融資要件から当該箇所を削除した。	○		
	指摘	管理台帳の整備がなされていなかった。 債権管理の継続に台帳は不可欠なものであるから、早急に整備を進められたい。	債権管理台帳を整備し、紙媒体、電子媒体で保存し、債権を正確に把握できる体制を整えた。	○		
	要望・検討	資金の貸付について制度概要の周知がなされていなかった。	本市ホームページにおいて制度について掲載するとともに、制度の紹介に関するパンフレットを作成し、農政課、JA各支店に配架した。	○		
地域福祉課	指摘	未調定債権を会計管理者へ通知していなかった。	会計管理者に報告している。	○		
	指摘	延滞利息等については、条例等では、一定のやむを得ない理由があるときに限り免除等することができるが、明確な理由がなく徴収してなかった。 今後は、条例等に則って徴収するとともに、免除等する場合は、その理由を明確にされたい。	延滞利息も併せて催告及び移管業務を行っている。 現在免除等該当者は存在しないが、今後免除等を行う場合は理由を明確にし、松戸市債権管理条例に則って徴収業務を行う。	○		
介護保険課	指摘	管理台帳の整備がなされていなかった。 債権管理の継続に台帳は不可欠なものであるから、早急に整備を進められたい。	管理台帳の整備を行った。	○		
	指摘	督促がなされていなかった。 督促は滞納整理事務にも影響を及ぼすことから、条例等に則った適正な事務処理を行われたい。	履行期限後30日以内に督促状を送付している。	○		
	指摘	未調定債権を会計管理者へ通知していなかった。 今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。	会計管理者に報告している。	○		
	指摘	延滞利息等については、条例等では、一定のやむを得ない理由があるときに限り免除等することができるが、明確な理由がなく徴収してなかった。 今後は、条例等に則って徴収するとともに、免除等する場合は、その理由を明確にされたい。	延滞利息については、現在1人の債務者に対し、延滞利息をつけて督促を行っている。 免除等する場合は、その理由を明確にすることとする。	○		
国民健康保険課	指摘	管理台帳の整備がなされていなかった。	管理台帳の整備を行った。	○		
	指摘	強制執行等の必要な措置がとられていなかった。 今後は、条例等に則った適正な事務処置を行われたい。	松戸市債権管理条例第15条第1項第6号の規定により、令和2年11月4日に債権放棄し、その後、議会に報告し承認を得た。 これにより、令和2年12月16日に不納欠損処分をした。	○		
生活支援一課	指摘	未調定債権を会計管理者へ通知していなかった。 今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。	事務マニュアル(年金貸付事業フロー)に「未調定債権の調査及び通知」の項目を組み込み、遺漏なく手続きを実施する体制を整えた。	○		
生活支援二課	指摘	未調定債権を会計管理者へ通知していなかった。 今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。	事務マニュアル(年金貸付事業フロー)に「未調定債権の調査及び通知」の項目を組み込み、遺漏なく手続きを実施する体制を整えた。	○		
障害福祉課	指摘	未調定債権を会計管理者へ通知していなかった。 今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。	会計管理者に報告している。	○		
子育て支援課	指摘	督促がなされていなかった。 督促は滞納整理事務にも影響を及ぼすことから、条例等に則った適正な事務処理を行われたい。	債権管理課の指導を受け、履行期限までに履行されないものについては、履行期限後30日以内に督促状を送付している。	○		
	指摘	未調定債権を会計管理者へ通知していなかった。 今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。	会計管理者に報告している。	○		
	指摘	強制執行等の必要な措置がとられていなかった。 今後は、条例等に則った適正な事務処置を行われたい。	徴収に係る債権管理課との一層の連携により、督促及び催告においても完納の見込のないものについては、順次滞納債権を債権管理課に移管する流れができたため、今後は債権管理課で必要に応じ、強制執行等の措置を執ることになる。	○		
市立病院総務課	指摘	延滞利息等については、条例等では、一定のやむを得ない理由があるときに限り免除等することができるが、明確な理由がなく徴収してなかった。 今後は、条例等に則って徴収するとともに、免除等する場合は、その理由を明確にされたい。	平成28年3月に「松戸市高等学校入学資金貸付条例」の一部改正を行うとともに、遅延利息の免除規定を定めた「松戸市高等学校入学資金貸付事務取扱要領」を制定し、遅延利息を徴収する体制を整備した。	○		
	指摘	印紙税法が適用される文書である借用書に印紙の貼付がなかった。 今後は、法令に則った適正な事務処理を行われたい。	印紙を貼付するよう改善した。	○		
市立病院総務課	指摘	延滞利息等については、条例等では、一定のやむを得ない理由があるときに限り免除等することができるが、明確な理由がなく徴収してなかった。 今後は、条例等に則って徴収するとともに、免除等する場合は、その理由を明確にされたい。	延滞利息について、条例に則って徴収するものとし、やむを得ない理由がある際は、状況の分かるものを添付した申請書を提出させ、審議し管理者が認めた場合にのみ免除とする。	○		
	指摘	印紙税法が適用される文書である借用書に印紙の貼付がなかった。 今後は、法令に則った適正な事務処理を行われたい。	印紙を貼付するよう改善した。	○		
附属看護専門学校	指摘	印紙税法が適用される文書である借用書に印紙の貼付がなかった。 今後は、法令に則った適正な事務処理を行われたい。	印紙を貼付するよう改善した。	○		